

# 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

## 9条の会 ニュース No.47 2015年11月発行



〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

### 戦争法のすみやかな廃止と安倍政権の退陣、そして辺野古新基地建設に関連する埋め立て 「承認取り消し」を表明した、「翁長沖縄県知事の決断」を強く支持します!!

立憲主義を否定・憲法を破壊する安倍内閣が、2015年9月19日未明、『戦争法案』を強行可決しました。これに先立つ参院安保特別委員会では怒号と大混乱の中で採決が為され、議事録には“議場騒然、聴取不能”と記され、前日に行われた横浜地方公聴会の報告も為されず、成立過程において無効とされるものです。

さらに今度は、臨時国会召集要請を無視しています。他方で、沖縄県民の意思を踏みにじって「不服審査請求」と間髪を容れない「取り消しの効力停止」、加えて「代執行」と「工事を強行」する等、徹底した、立憲主義と民主主義を否定する無法ぶりです。

『戦争法案』が強行可決された日に開催された第97回世話人会では、直ちに、『戦争法廃止と安倍政権の退陣を求める決意』を表明することを決定しました。次いで、10月17日開催の第98回世話人会では、辺野古新基地建設に関連する「埋め立て承認取り消し」を表明した『翁長知事の決断を強く支持する』ことを決定しました。以下に、研・学9条の会、世話人会の2つの「決意表明」と「声明」を示します。

#### 戦争法のすみやかな廃止と、安倍政権の退陣を求める（決意表明）

9月19日、政府・与党は強行採決を度々重ねて、強引に憲法違反の戦争法案を成立させました。法案は、内容において明瞭に憲法に反し、その成立過程において無効とされるものです。

われわれは、一内閣の恣意的な意向で、戦後70年、嘗々と築いてきた平和主義に立脚する日本の地位を安易に投げ捨てる暴挙を決して認めることはできません。立憲主義の原則を理解せず、主権在民を蔑ろにし、平和と民主主義に敵対する安倍内閣と政府・与党に対して断固抗議するとともに、戦争法のすみやかな廃止をめざすことを決意します。その為にも、暴走する安倍政権に對峙する人々と連帯して、一刻も早い退陣を求める運動に協力します。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

第98回世話人会 / 2015年10月17日

#### 辺野古新基地建設地「埋め立て承認取り消し」を表明した、 「翁長沖縄県知事の通知を強く支持します」（声明）

2015年10月13日、翁長沖縄県知事は政府・沖縄防衛局に対し仲井真前知事の行った名護市辺野古埋立て承認を取り消す通知、『公有水面埋め立て承認取消通知書』を発しました。沖縄県民の総意を受けて行われた辺野古「新基地」建設を阻止する知事の判断と決意を私たちは強く支持します。

防衛省沖縄防衛局は翌14日、『行政不服法審査法』に依拠して国土交通相に不服審査請求を申し立て、同時に、執行停止申請を行ったと伝えられます。『国が私人としてそういう訴えをすることは条文上できないと思う』、また、『国の訴えを国が判断することについて、多くの方が疑問に思うのではないか』と翁長知事が13日の記者会見で既に的確に指摘されている如く、政府が法にもとるがごとき対応を採るべきではありません。政府は沖縄県民の総意を真摯に受け止め、県知事の通知を尊重すべきです。私たちはそのことを政府に強く求め、申し立ての撤回を求めます。

沖縄の基地の問題が、決して、沖縄だけに閉じた問題でないことは自明のことです。在日米軍基地の問題は日本国全体の問題であり、これまで中央政府が正しく対応してこなければならなかった問題です。一方で、米軍沖縄基地問題を通じ、沖縄県民と翁長県知事は日本国憲法が示す地方自治の持つ意味、そして、地方自治体（地方政府）と中央政府の関係が如何に在るべきかを私達に教えてきました。

翁長知事が談話において『通知』の意義について質問された際に述べた言葉、『戦後70年のあり方、沖縄の過重な基地負担や、地方自治体がここまで国に追い詰められており、日本の民主主義について国民全体が考える機会になればいいと思う』をしっかりと受け止めなければならないと考えます。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

第98回世話人会 / 2015年10月17日

## 『第19回講演と対話の集い』

### “安倍内閣が執着する初等・中等教育問題を考える”

#### 第1部 講演 (13:35~15:10)

##### 『私が教育委員を引き受けたわけ』

小滝豊美 氏 (農業生物資源研究所・学研労協、常総市在住)

##### 『すべての子どもに自由な未来への希望と学力を』

～教科書問題をしきみから考える～

江口昌子 氏 (元教師、子どもと教科書全国ネット21会員、つくば市在住)

#### 第2部 全体討論 (15:20 ~16:40)

2015年11月8日、13:30より、つくば市、小野川交流センターにおいて、江口昌子氏と小滝豊美氏を講師にお招きし、上記の講演と対話を開催しました。集会には32名の方々が参加し、歴代自民党の進める文教政策、とりわけ安倍政権の登場で深刻さを増した、初等・中等教育の問題点、教育委員会の実態等を学びました。

集会では、高松邦夫氏の司会の下で、福本貞義氏の開会挨拶に続き、2つの講演と全体討論を実施し、活発な討論が為されました。最後に山本千秋氏が閉会の挨拶を述べ、16:45、に終了しました。以下に講演概要とアンケート結果を掲載します。全体討論の記録と第19回講演と対話集会の纏めは次号に掲載します。

### 一第19回講演と対話のつどい－

#### 『概要』 安倍内閣が執着する 初等・中等教育問題を考える

##### 『講演』 私が教育委員を引き受けたわけ

小滝豊美 (農業生物資源研究所／学研労協)

小学校のPTA役員をしていたのが縁で地元の教育委員を引き受けた私が、教育委員会の役割や教科書採択の仕組み、そして教育委員として体験し感じたことをお話しします。

##### 1. 学校関係役員歴と社会情勢

2004年から、小学校PTA学年会長、副会長、会長、中学校PTA副会長、常総市PTA連絡、協議会監事、学校評議員等

2007年10月～2011年9月 常総市教育委員

2006年～第1次安倍内閣成立、教育基本法改正

2007年～地方教育行政法改正

2013年～ “



##### 『講演』 全ての子どもに自由な 未来への希望と学力を ～教科書問題を仕組みから考える～

江口昌子 (元教師、子どもと教科書ネット21会員)

「戦争は教室から始まる」という言葉は、まさに現状を言い当てています。安倍政権は教育問題ではやりたい放題です。安倍総裁に従う自民党員の姿は彼らのめざす学校と子どもたちに重なります。

過去の戦争では、国定教科書の内容の刷り込みが大きな役割を果たしました。子どもたちに平和憲法を手渡すために、私たちはどのように教科書と教育制度について、学び・考え・動けばいいのか。そのきっかけになればと願っています。

##### 1. 安倍「教育再生」再生をすすめているもの (俵義文さんによる)

###### (1) 組織・機関

- ・自民党：教育再生実行本部
- ・政府：教育再生実行本部
- ・文部科学省：中央教育審議会  
　　道德教育の充実に関する懇談会  
　　教科用図書検定調査審議会

###### (2) 改定の方法・手続きなど

- ・法律改正・新制定によるもの



##### 2. 教育委員会という制度

戦争の反省から

レイマンコントロール

宝の持ち腐れ？

##### 3. 教育委員の仕事

沢山の権限と形骸化

##### 4. 学校と憲法

旧教育基本法前文

憲法の理念を実現する場をめざす

教育委員会制度：地方教育制度の組織および運営に関する法律の改定  
教科書採択制度：地方行政の改定、教科書無償措置法の改定  
教員の管理統制：教員免許法の改定、教育公務員特例法の改定、地教業の改定  
教科書統制：教科書法の制定  
・文部省令など法律の改定・制定によらないもの

### (3) 教科書に関する基本認識

- ① 「ほとんどの教科書が自虐史観で偏向している」
- ② 「自虐史観」や「偏向」教科書を一掃するための教科書への国家統制、事実上の「国定教科書化」  
教育再生実行本部・教科書のあり方特別部会は「教科書法」（教科書'国家統制法）の制定を安倍首相に要請

### (4) 「教科書改革実行プラン」がめざすもの

- ① 特定の事項（南京事件や「慰安婦」問題など）を強調しすぎないでバランスのとれた記述にするための条項を新設・改正する
- ② 領土問題や「慰安婦」問題で政府見解や確定した判例を書かせる条項を新設する
- ③ 教育基本法の目的に合致しないものは検定不合格にする
- ④ 検定基準の「近接諸国条項」の見直しはしていないとしながらも、それに反する検定基準を作つて、事実上は骨抜き・解体するもの  
日本の侵略・加害記述に対しても検定で修正・削除ができるようにする。更に歴史ををわい曲する記述（南京事件や「慰安婦」否定説、沖縄戦「集団自決（強制集団死）は軍の強制ではない」なども検定合格させるねらい

## 2. 教科書制度の70年

### (1) 敗戦直後の教科書制度

- ① 敗戦までは、全国全く同じ国定教科書を使っていた
- ② 敗戦後は民間会社が作成し、当時の文部省に合格した教科書を使った
- ③ 教科書の選定（採択）は、小・中・高とも学校ごとに

### (2) 教育制度・教育行政・教育内容の国家統制の復活（契機は1953年の池田・ロバートソン会議）

- ① 教育基本法の改定を含む教育制度の再検討
- ② 教育委員会を公選性から任命制に
- ③ 教科書の国家統制強化  
1956年 臨時教育制度審議会法・地方教育行政の組織及び運営に関する法教科書法(案)→行政措置で大量の教科書調査官新設  
1958年 学習指導要領、「試案」が消され法的拘束力を持つ「国家基準」になり、「道徳」が特設  
1963年 教科書無償措置法により採択権が教師から教育委員会に。学校ごとの採択から、広域採択制度に

(3) 自民党・安倍政権の「強い日本を取り戻す」ための「教育再生」がめざす国家統制の中心的なねらいは教科書。「教科書検定法」制定をめざしている

2006年 教育基本法（1947）を廃止、現教育基本法を制定同時に、「教育再生会議」の教育、学校教育法・教育職員免許法・地方教育行政組織及び運営に関する法律の改定  
2007年 国民投票法の制定  
2013年 「教育再生実行本部」発足

### (4) 教科書検定とのたたかいと教科書内容の改善が進んだ時期

- ① 家永裁判で、杉本判決（教科書検定は違憲違法）
- ② 戦争と平和に関する記述が少しずつ充実  
1982年 「侵略」を検定によって「進出」と書き換えさせられていたことに対する韓国・中国からの批判と沖縄戦での「住民虐殺」の記述削除に対する、沖縄県民の抗議
- ③ 1992年 日本軍「慰安婦」をはじめアジア諸国の戦争被害者たちが、日本政府に対して戦後補償を求める裁判を起こした  
1993年 河野談話により1994年以降のすべての高校日本史教科書・1997年版のすべての中学校歴史教科書で「慰安婦」問題がとりあげられる

### (5) 教科書攻撃と採択制度の改悪

- ① 「日本会議」による戦争を肯定的に描く教科書づくりに取り組む
- ② 1997年～「慰安婦」記述削除を要求する運動の広がりと「新しい歴史教科書をつくる会」が結成され、2001年に中学歴史と公民教科書が検定に合格（扶桑社・育鵬社・自由社）
- ③ 2000年～つくる会が自民党議員と結んで文部省に働きかけ、都道府県教育長等に「教職員の投票によって採択教科書が決定される等採択権者の責任が不明確になることのないよう」との通知をださせた。採択について現場の意見は聞くなということ
- ④ 首長・教育長主導の採択が行われたところで、扶桑社・育鵬社・自由社の採択が少しずつ増えている

### (6) 採択制度の改悪の影響

- ① 他社の内容に変化が起きている。安倍政権の意向を先取り、加害の事実が学べなくなっている。社会科以外の教科書にも改悪がすすんでいる
- ② 個々の教師、教育現場が自主性・意欲を失う
- ③ 多忙で上意下達のしくみのなかで、教育内容の自主編成・研究より受験のための詰め込みに走り、教職員集団がバラバラになっていく

(7) 教育基本法の改悪が学習指導要領改悪と検定制度の改悪となる。この流れは教科書内容を制限し、教育委員会制度改悪によって安倍政権の「教育再生」の柱が完成しつつある

## 3. 「道徳」が教科に

- (1) 安倍「教育再生」政策のひとつの「目玉」。「教育再生実行会議」の「いじめ問題等への対応」を手がかりに、道徳を「特別の教科」

として正規の教科に格上げすることを中教審に諮問。中教審は「道徳教育」は「教育の中核をなすべきもの」と答申

- ① 「道徳」教育を義務化
- ② 学校の教育活動全体を通じてより確実に展開するように教育課程を「改善」
- ③ 検定教科書を導入
- ④ 数値評価はしないが、子どもの作文やノート、発言、行動などをもとに評価
- ⑤ 授業は原則学級担任が担当
- ⑥ 授業時数は当面1コマ（35時間）
- ⑦ 個々の教師、教育現場が自主性・意欲を失う
- ⑧ 現在「道徳」の時間がない幼稚園や高等学校、特別支援学校でも「充実」させる

(2) 民主党政権当時財源不足を理由に配布されなかった「心のノート」が2014年度に、全面改訂版の「私たちの道徳」として無料配布された

(3) 内容の問題点

- ① 減私利他、戦前の「修身」の徳目を踏襲
- ② 価値の押しつけ、誘導型
- ③ 小学校低学年の「生活科」と「道徳」の一体化等々の問題点が

#### 4. これから私たちは

- (1) 教科書問題を考える場を作る
- (2) 民間検定に移行する
- (3) 可能な制度改革を追求する
- (4) 学校単位の採択に戻す
- (5) 低すぎる教科書価格の適正化で多様な教科書が発行出来るようにする
- (6) その他 各地域で具体的に親と住民で動きを創り出す

—現在の教科書検定制度は、憲法26条の教育権・21条の表現の自由・23条の学問の自由の規定に違反している—

以上

#### 参考書籍

- 出版労連 教科書レポート（各年） 日本出版労働組合連合会  
いま、読む『教育基本法』の解説 民主主義教育研究所編・発行  
徹底検証 あぶない教科書「戦争が出来る国」をめざす「つくる会」の実態 依義文著 学習の友社  
『心のノート』を読み解く 小沢牧子・長谷川孝編著 かもがわ出版  
こんな教科書子どもにわたせますか 子どもと教科書全国ネット21編著 大月書店  
徹底批判『国民の道徳』 浜林正夫・山科三郎編 大月書店  
『慰安婦』問題と教科書攻撃 依義文著 高文研  
天皇制教育 桑原作次著 三省堂選書  
くつくる会>分裂と歴史偽造の深層 依義文著 花伝社  
教科書の固定化か？ 安倍流「教育再生」を問う 子どもと教科書全国ネット21編著 かもがわ出版  
安倍流「教育改革」で学校はどうなる 田中孝彦・世取山洋介編 大月書店  
現場から教育を聞く教育運動誌『クレスコ』 全日本教職員組合 大月書店  
70号 子どもたちと共に憲法を学ぶ・69号「安倍教育改革」で「教育は再生」しない 66号 平和・教育・憲法 65号 教職員を分析する「評価」  
64号 彻底検証 教育基本法「改正」案 62号 広がる小泉「構造改革」道徳の教科化でゆがめられる子どもたち 子どもと教科書ネット21編 合同出版

でにフランスの学校教育についても簡単に紹介したいと思います。

これらの写真は30年前に撮影したのですが、子供達の表情がとても生き生きとしていて、快活で、物怖じしない様子がとても新鮮に思えました。随分昔の話になるので、教育制度等は幾分変っているかもしれません、教育方針の本質的なところは今でも変わっていないと思います。

この国はもともと、フランス革命の伝統を受け継ぎ、何よりも「自由」を重んじる風潮があり、フランス政府が1999年に、国の公式なロゴ・マークとしてマリアンヌ（Marianne：共和国と自由の象徴）を採用したことを見ても分かります。



1789年の大革命で、人間平等の精神を高らかに掲げた「人権宣言（Déclaration des droits de l'homme et du citoyen）」、栄光の3日間(Trois Glorieuse)とも呼ばれる、1830年の7月革命\*については、今でも子供達に伝えられており、あの有名な「自由・平等・友愛」の標語は、ユーロに変る前のコインとか、学校の壁等、いたるところで見る事ができます。

学校教育においては、子供達が将来、社会の一員として自立的・主体的に生きるために何を学び何を身につけてはならないかを厳しく要求しています。単なる知識の詰め込みではなく、その知識を土台にした批判と創造、歴史と伝統を尊重し、自由を追求する精神を育むことが教育内容を規定しているといえるでしょう。既存の概念や形式にとらわれずに、新しいことを柔軟に受け入れ、受け入れたことを率直に表明し、主張する自由、これらが豊かな発想、豊かな創造性の源泉となり、人間の内面的な豊かさ、文化の豊かさの源にもなっている、ということを誰もが当り前のように認めているように思えます。

一方、教科書の出版およびその選択権については、極めて自由な権利が保障されています。例えば、教科書は、民間企業による自由出版制で、一応、文部省の制定する教育課程に基づいていますが、検閲制度は無く、教科書の選択権は各学校の教師にあり、教師は自主的判断に基づいて自由に選定できます。もちろん教科書の採択についての法的規定等は存在しません。もっとも、初等教育の教科書については、各地方の教科書選定委員会がリストを作成し、現場の教員がこのリストのなかから使用する教科書を選ぶことになっているようです。

\* 1830年7月27~29日の市民革命：1815年の王政復古により王位に就いたルイ18世、続くシャルル10世による言論弾圧、時代錯誤の反動的な政治に対して学生、労働者が中心になって決起し、シャルル10世はオーストリアに亡命した。

この7月革命によるパリ市街戦を題材にした、ドラクロアの絵画「民衆を導く自由（の女神）」は有名で、ユーロに移行する前に流通していた100 フラン紙幣には、この絵が印刷されていた。

#### 「コメント」 フランスの学校教育

上原 満（研・学9条の会）

今回、「対話集会ポスター」の背景にフランス地方都市のごく普通の小学校の写真を採用したので、つい

## [アンケート回答一覧]

### 1. 本日の「講演と対話の集い」は如何でしたか、ご感想をお聞かせ下さい。

- ① 身近な教育の話が、実は知らないことが多い、またこれまでの実績があつてのことなので、少しづつににくい点もあったが、現状の問題を思い知らされた。事務方が決めてしまつて民主的でないという一般的な点と日本会議関連の運動に対抗する必要がある点の両方に対処しなくてはならないと思う。
- ② 教育のふたつの現場の状況を、詳しく提起して下さり、現在の問題点が浮き彫りになりました。
- ③ 確かに教育の問題があると思いますが、九条の会のテーマとしてとりあげる上での視点の練り上げが不足しているように思う。時間割が不明確な運営にも不満である。
- ④ 皆さんの危機感がわかりました。先生達のチームワークは現在でも確かですか？  
縮少方向・発展方向・横ばい、どうなんでしょうか？違う問題でどうが発言はなかつたので質問しました。
- ⑤ 三人の方の話、とても勉強になりました。フロアからの発言も大変よかったです。教育の問題はとても多岐にわたり、今日の話題のほかにも、子どもをめぐる貧困などはとても大きな問題だと思います。運動の力ギは、やはり憲法にこそあると思います。

### 2. 憲法9条についてのお考えがあればお聞かせ下さい。

- ① 科学と社会的正義のよりよい関係を構築するにはどうしたらよいか。(例えば、放射能、ワクチン、GM等)
- ② NHKの問題。
- ③ 発言しましたが、教育現場とは学校も家庭も社会も一体。司会のおしゃつた、多様な切り口での発言が出来る場の設定、進行を希望します。

### 3. 憲法9条を変えさせないために、どうしたらよいと思いますか？

- ① 何十年もかかわることを視野に、いろいろな運動を続けて盛り上げていくしかないのではないか。
- ② 一人でも知り合いに問い合わせましょう。
- ③ 反対する勢力を統一し、選挙で勝つ。
- ④ 討論を、あらゆる場で。てれびは良くない！(私は 99.5 %見てない！)

### 4. 筑波の研究所・大学9条の会へのご要望、ご意見などがありましたら、ご記入ください。

なし

#### ◆研・学9条の会ニュースの訂正

9条の会ニュース No.46に記載した、第18回対話集会の全体討論記録の一部に誤りがありました。  
3頁、左欄下から5行目の記述、  
「(・・中国の軍事費が増えているのは事実だけども、)  
GDP比ではあまり増えていない。」を  
「(・・中国の軍事費が増えているのは事実だけども、)  
GDP比では減少している。」に訂正します。

“対話集会終了後、感想が寄せられました。以下に掲載します。”

#### 講演、対話集会の感想

野崎浩司（憲法9条の会つくば）

教育の現場の安倍流の攻勢で教育の本来の在り方が、教育現場に圧力となって、教育者の困難を負わせれている現状を語つていただいたと思います。また、個人の努力では打開できない見通しの中で、これではいけないという努力を示していただいた。

私個人の教育上の悩みは、年長の孫娘が、中学三年の受験に対して自分の問題として打開していく姿勢がないことに、親が困り果て何とか忠告してくれということでした。今は、それなりの方向にあるようで口をはさむつもりはありません。

親の教育問題の現状はわが身に即しての心配を中心です。こういう現状を踏まえた上で、でも、教育の目的を指示する理念を基に結集することが大事だと思います。教科書問題、教育委員会の問題、個々の問題を可視化して訴えていくことは地道な行動としてベースにありますが、上原さんが指摘されたように、教育とは何か、これまでの成果を忘れないでそのことに理念の中心を置くことがなければ、運動の基本が成り立ちません。

フランスでは基本的人権の革命の理念でしたが、日本のでは、これらを踏まえ立派な憲法があります。この理念で対抗する反撃を創り上げていく、多分皆さまが考えておられることであります。

いま、民主主義とは何か、これだという若者の直裁の声に学んで、教育とはなんだ、これだという声をつくりだす構えが必要だと思います。教育は若者にとって直裁的なものですが、自分の子どもや孫たちの教育はなんだ、これだという声を、ロートルが声を発し、安保・原発・TPPなどの行動の流れの中に発展させていくことが、問題の根本解決への見通しにつながると思いました。

教育現場にいない者の抽象的な意見なので、発言する元気はありませんでしたが、樋田さんが指摘されたように、憲法の理念をベースにして、現場での具体的なことに対応して父母の支持を得ることが大事だと思いました。でも、なかなか大変なのでしょうね。

以上、現場をよく知らない者の感想です。

(2015.11.08 受信)



## ○ 関連団体の活動

### 「12.8 不戦の集いのつどい」

2015年12月8日(火)18時~20時30分

つくばサイエンス・インフォメーションセンター

12.8 不戦のつどい開催のご案内

朗読グループ「サラダの会による朗読劇

## 「ヒロシマ・ナガサキ2015」

講演:核兵器不拡散条約(NPT)2015年再検討会議報告

講師:原水爆禁止茨城県協議会会長 加藤岑生氏

【日時】2015年12月8日(火)18時~20時30分 【資料代】500円

【会場】つくばサイエンス・インフォメーションセンター(つくばセンタービル・ノバホールの隣り)

今月は、原水爆禁止茨城県協議会会員加藤岑生氏による核兵器不拡散条約(NPT)2015年再検討会議の報告とヒロシマ・ナガサキの歴史者の手記を語り聞く「サラダの会による朗読劇「ヒロシマ・ナガサキ2015」を上演します。フルートとギターがつなぎます。

アーティストによる「ヒロシマ・ナガサキ2015」

#### プログラム

18:05~ 受付開始

18:30~ 開会あいさつ

18:35~ 2015NPT再検討会議報告

19:10~ サラダの会による朗読劇

「ヒロシマ・ナガサキ2015」

20:10~ 質疑応答

20:20~ 閉会あいさつ

### 講演:核兵器不拡散条約(NPT)2015年再検討会議報告

講師:原水爆禁止茨城県協議会会長 加藤岑生氏

【資料代】500円

主催:12.8不戦のつどい実行委員会

(問い合わせ先:Tel.029-861-7320 学研労協)

<参加団体>順不同

新日本婦人の会つくば支部、つくば市母親連絡会、新しいつくばを創る市民の会憲法9条の会つくば、研究学園都市研究所・大学9条の会、戦争を語りつぐ女性の会原水爆禁止学園実行委員会、学研労協、つくば平和の会

### 「憲法9条の会つくば10周年記念のつどい」

資料代:500円(当日受付にてお支払いください)  
大学生以下・障害者手帳をお持ちの方無料

つくばサイエンス・インフォメーションセンター

つくば市吾妻1-10-1 TEL:029-852-6789

## 12月19日(土)

14:00~17:10(13:30開場)

#### プログラム

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 13:30       | 開場・受付開始      |
| 14:00~14:15 | 開会・堀部一寿さんの歌  |
| 14:15~14:30 | 実行委員長挨拶・活動報告 |
| 講演          |              |
| 14:35~15:05 | 吉野年雄さん       |
| 15:10~15:40 | 渡辺信夫さん       |
| 休憩          |              |
| 15:55~16:25 | 二見伸明さん       |
| 16:30~16:50 | 質疑応答         |
| 16:55~17:10 | 皆で歌おう        |
| 17:10       | 閉会           |



12月19日(土) つくばサイエンス・インフォメーションセンター  
14:00~17:10(13:30開場)

主催:憲法9条の会つくば  
問合せ:029-851-7084(野崎) 070-5598-0134(武田) 080-5888-7824(事務局) 029-856-2286(FAX)  
<http://peace.arrow.jp/tsukuba2/>

主催:憲法9条の会つくば

問合せ:029-851-7084(野崎) 070-5598-0134(武田) 080-5888-7824(事務局) 029-856-2286(FAX)  
<http://peace.arrow.jp/tsukuba2/>

## 事務局だより

- 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。
- ニュースの原稿を募集しています。  
1200~1500程度でお願いします。

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

これまでの賛同者数 838名

2015年10月31日現在

○「会」へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp